

令和5年  
広島県水道広域連合企業団議会3月臨時会  
議案

令和5年3月24日

広島県水道広域連合企業団



## 令和5年広島県水道広域連合企業団議会3月臨時会議案目録

議案番号	件名	頁
第33号議案	令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）	1
第34号議案	令和5年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第1号）	11
第35号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例	13
第36号議案	広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例	17
第37号議案	公の施設の指定管理者の指定について	21
第38号議案	相互救済事業の委託について	23
第39号議案	相互救済事業の委託について	25
第40号議案	相互救済事業の委託について	27
第41号議案	広島県水道広域連合企業団監査委員の選任の同意について	29
第42号議案	広島県水道広域連合企業団副企業長の選任の同意について	31



## 第 33 号議案

### 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）

#### 第 1 章 市町水道事業

##### （総 則）

第 1 条 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の補正予算は、次に定めるところによる。

##### （業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 1 章第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

#### [市町水道事業計]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	10,438,652 千円	2,068,144 千円	12,506,796 千円

#### [竹原市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	614,001 千円	18,729 千円	632,730 千円

#### [三原市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,728,742 千円	492,100 千円	2,220,842 千円

#### [府中市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	346,621 千円	155,136 千円	501,757 千円

#### [三次市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,363,165 千円	△ 44,164 千円	1,319,001 千円

#### [庄原市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
-------	---------	-------	-----

(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	538,727千円	215,972千円	754,699千円

[東広島市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	2,223,046千円	978,671千円	3,201,717千円

[廿日市市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,421,108千円	130,548千円	1,551,656千円

[大崎上島町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	96,049千円	61,432千円	157,481千円

[世羅町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	288,003千円	59,720千円	347,723千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第1章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

[市町水道事業計]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益及び			
簡易水道事業収益	20,210,323千円	8,116千円	20,218,439千円
第 1 項 営 業 収 益	15,666,902千円	8,116千円	15,675,018千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用及び			
簡易水道事業費用	19,049,498千円	19,814千円	19,069,312千円
第 1 項 営 業 費 用	18,371,149千円	19,814千円	18,390,963千円

[三原市水道事業]

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	2,921,105 千円	1,820 千円	2,922,925 千円
第 1 項 営業費用	2,763,637 千円	1,820 千円	2,765,457 千円

[東広島市水道事業]

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	4,990,648 千円	10,492 千円	5,001,140 千円
第 1 項 営業費用	4,910,990 千円	10,492 千円	4,921,482 千円

[廿日市市水道事業]

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	2,859,084 千円	6,930 千円	2,866,014 千円
第 1 項 営業費用	2,781,420 千円	6,930 千円	2,788,350 千円

[安芸高田市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	1,011,525 千円	8,116 千円	1,019,641 千円
第 1 項 営業収益	488,724 千円	8,116 千円	496,840 千円

[世羅町水道事業]

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	417,363 千円	572 千円	417,935 千円
第 1 項 営業費用	398,021 千円	572 千円	398,593 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第1章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,268,711 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 628,762 千円、減債積立金 499,743 千円、建設改良積立金 864,518 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,547,594 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,480,327 千円、繰越利益剰余金処分数額 224,515 千円及び当年度利益剰余金処分数額 23,252 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,879,948 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 628,762 千円、減債積立金 499,743 千円、建設改良積立金 1,482,543 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,523,206 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,449,527 千円、繰越利益剰余金処分数額 272,915 千円及び当年度利益剰余金処分数額 23,252 千円

で補てんするものとする。)」に改める。

[市町水道事業計]

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	7,283,267 千円	456,907 千円	7,740,174 千円
第 1 項 企 業 債	3,616,969 千円	330,000 千円	3,946,969 千円
第 4 項 他 会 計 補 助 金	415,521 千円	27,900 千円	443,421 千円
第 5 項 補 助 金	1,555,446 千円	△ 17,456 千円	1,537,990 千円
第 6 項 負 担 金	683,803 千円	116,463 千円	800,266 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	14,551,978 千円	2,068,144 千円	16,620,122 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	10,608,695 千円	2,068,144 千円	12,676,839 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 454,394 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,873 千円、建設改良積立金 111,836 千円、当年度分損益勘定留保資金 234,514 千円及び繰越利益剰余金処分額 69,171 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 473,123 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,873 千円、建設改良積立金 130,565 千円、当年度分損益勘定留保資金 234,514 千円及び繰越利益剰余金処分額 69,171 千円で補てんするものとする。)」に改める。

支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	655,071 千円	18,729 千円	673,800 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	619,756 千円	18,729 千円	638,485 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,288,328 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 120,045 千円、減債積立金 97,578 千円、建設改良積立金 174,222 千円及び当年度分損益勘定留保資金 896,483 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,753,791 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 120,045 千円、減債積立金 97,578 千円、建設改良積立金 639,685 千円及び当年度分損益勘定留保資金 896,483 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入



(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	1,797,675 千円	26,637 千円	1,824,312 千円
第 4 項 補 助 金	253,587 千円	6,005 千円	259,592 千円
第 5 項 負 担 金	130,246 千円	20,632 千円	150,878 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	3,086,003 千円	492,100 千円	3,578,103 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,794,898 千円	492,100 千円	2,286,998 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 234,240 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,292 千円、建設改良積立金 23,321 千円及び当年度分損益勘定留保資金 190,627 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 309,502 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,292 千円、建設改良積立金 23,321 千円、過年度分損益勘定留保資金 75,262 千円及び当年度分損益勘定留保資金 190,627 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	278,174 千円	79,874 千円	358,048 千円
第 1 項 企 業 債	56,400 千円	74,200 千円	130,600 千円
第 4 項 負 担 金	5,500 千円	5,674 千円	11,174 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	512,414 千円	155,136 千円	667,550 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	352,946 千円	155,136 千円	508,082 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 755,851 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 89,436 千円、過年度分損益勘定留保資金 610,999 千円及び当年度分損益勘定留保資金 55,416 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 725,187 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 89,436 千円、過年度分損益勘定留保資金 611,135 千円及び当年度分損益勘定留保資金 24,616 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	1,127,634 千円	△ 13,500 千円	1,114,134 千円

第 1 項 企 業 債	682,000 千円	31,300 千円	713,300 千円
第 3 項 補 助 金	284,768 千円	△ 44,800 千円	239,968 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,883,485 千円	△ 44,164 千円	1,839,321 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,372,215 千円	△ 44,164 千円	1,328,051 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 547,938 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,305 千円、建設改良積立金 239,442 千円及び当年度分損益勘定留保資金 286,191 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 681,771 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,305 千円、建設改良積立金 373,275 千円及び当年度分損益勘定留保資金 286,191 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	298,873 千円	82,139 千円	381,012 千円
第 2 項 補 助 金	116,478 千円	21,339 千円	137,817 千円
第 4 項 企 業 債	0 千円	60,800 千円	60,800 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	846,811 千円	215,972 千円	1,062,783 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	539,782 千円	215,972 千円	755,754 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,663,334 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 168,902 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,216,362 千円及び当年度分損益勘定留保資金 278,070 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,443,368 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 168,902 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,996,396 千円及び当年度分損益勘定留保資金 278,070 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	988,429 千円	198,637 千円	1,187,066 千円
第 1 項 企 業 債	749,400 千円	135,800 千円	885,200 千円
第 3 項 負 担 金	193,944 千円	62,837 千円	256,781 千円

(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	2,651,763 千円	978,671 千円	3,630,434 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,254,854 千円	978,671 千円	3,233,525 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 957,289 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,791 千円、減債積立金 301,244 千円及び過年度分損益勘定留保資金 598,254 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,071,837 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,791 千円、減債積立金 301,244 千円及び過年度分損益勘定留保資金 712,802 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	767,549 千円	16,000 千円	783,549 千円
第 4 項 負 担 金	61,049 千円	16,000 千円	77,049 千円

(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,724,838 千円	130,548 千円	1,855,386 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,423,594 千円	130,548 千円	1,554,142 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,747 千円は、過年度分損益勘定留保資金 6,871 千円及び繰越利益剰余金処分額 2,876 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,379 千円は、過年度分損益勘定留保資金 12,503 千円及び繰越利益剰余金処分額 2,876 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	146,868 千円	55,800 千円	202,668 千円
第 1 項 企 業 債	46,200 千円	27,900 千円	74,100 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	100,667 千円	27,900 千円	128,567 千円

(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	156,615 千円	61,432 千円	218,047 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	96,248 千円	61,432 千円	157,680 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 181,160 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,578 千円、減債積立金 24,413 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,701 千円及び繰越利益剰余金処分額 152,468 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 229,560 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,578 千円、減債積立金 24,413 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,701 千円及び繰越利益剰余金処分額 200,868 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		288,593 千円	11,320 千円	299,913 千円
第 4 項 負 担 金		42,924 千円	11,320 千円	54,244 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		469,753 千円	59,720 千円	529,473 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		291,806 千円	59,720 千円	351,526 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 1 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
三次市水道事業				
三次市水道施設建設工事	令和 6 年度	98,592 千円	令和 6 年度	277,792 千円

(企業債の補正)

第 6 条 予算第 1 章第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	3,616,969 千円	330,000 千円	3,946,969 千円
府 中 市 水 道 事 業	56,400 千円	74,200 千円	130,600 千円
三 次 市 水 道 事 業	682,000 千円	31,300 千円	713,300 千円
庄 原 市 水 道 事 業	0 千円	60,800 千円	60,800 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	749,400 千円	135,800 千円	885,200 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	46,200 千円	27,900 千円	74,100 千円

(他会計からの負担金等の補正)

第7条 予算第1章第10条に定めた他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
市町水道事業計	2,378,634千円	91,131千円	2,469,765千円
府中市水道事業	8,024千円	5,674千円	13,698千円
東広島市水道事業	155,240千円	57,557千円	212,797千円
大崎上島町水道事業	128,871千円	27,900千円	156,771千円

(利益剰余金の処分の補正)

第8条 予算第1章第11条に定めた繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
市町水道事業計	247,767千円	48,400千円	296,167千円
世羅町水道事業	152,468千円	48,400千円	200,868千円

## 第2章 水道用水供給事業

(総則)

第1条 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(水道用水供給事業)の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
広島水道用水供給施設建設事業	4,926,681千円	31,300千円	4,957,981千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,110,694千円	64,000千円	1,174,694千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	987,254千円	130,600千円	1,117,854千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,532,663千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額471,920千円、建設改良積立金4,033,376千円、過年度分損益勘定留保資金572,993千円及び当年度分損益勘定留保資金1,454,374千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,758,563千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額471,920千円、建設改良積立金4,033,376千円、過年度分損益勘定留保資金798,893千円及び当年度分損益勘定留保資金1,454,374千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 資本的支出	9,051,996千円	225,900千円	9,277,896千円
第1項 建設改良費	7,073,727千円	225,900千円	7,299,627千円

令和5年3月24日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第 34 号議案

令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
太田川東部工業用水道第 2 期拡張水道施設建設事業	61,974 千円	7,905 千円	69,879 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入 （補正前の額）	（補 正 額）	（計）
第 1 款 工業用水道事業収益	3,194,441 千円	294,174 千円	3,488,615 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,795,376 千円	294,174 千円	3,089,550 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 734,491 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 90,568 千円、過年度分損益勘定留保資金 246,672 千円及び当年度分損益勘定留保資金 397,251 千円で補てんするものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 734,496 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 90,568 千円、過年度分損益勘定留保資金 246,677 千円及び当年度分損益勘定留保資金 397,251 千円で補てんするものとする。）」に改める。

（科 目）	収 入 （補正前の額）	（補 正 額）	（計）
第 1 款 資 本 的 収 入	1,332,761 千円	7,900 千円	1,340,661 千円
第 1 項 企 業 債	959,600 千円	7,900 千円	967,500 千円
（科 目）	支 出 （補正前の額）	（補 正 額）	（計）

第 1 款 資 本 的 支 出	2,067,252 千円	7,905 千円	2,075,157 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,378,490 千円	7,905 千円	1,386,395 千円

(企業債の補正)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額「959,600 千円」を「967,500 千円」に改める。

令和 5 年 3 月 24 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦



第 35 号議案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 3 月 24 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業  
の供給に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業  
の供給に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 8（第 29 条関係） （略） （1）基本料金				別表第 8（第 29 条関係） （略） （1）基本料金			
用途	メーター の口径	使用水量	金額	用途	メーター の口径	使用水量	金額
専用	13 ミリメートル	8 立方メートル	<u>1,400 円</u>	専用	13 ミリメートル	8 立方メートル	<u>1,260 円</u>
	20 ミリメートル		<u>1,450 円</u>	20 ミリメートル	<u>1,310 円</u>		
	25 ミリメートル		<u>2,240 円</u>	25 ミリメートル	<u>2,020 円</u>		
	30 ミリメートル		<u>3,350 円</u>	30 ミリメートル	<u>3,020 円</u>		
	40 ミリメートル		<u>5,680 円</u>	40 ミリメートル	<u>5,110 円</u>		
	50 ミリメートル		<u>9,080 円</u>	50 ミリメートル	<u>8,170 円</u>		
	75 ミリメートル以上		<u>19,130 円</u>	75 ミリメートル以上	<u>17,220 円</u>		
臨時用	13 ミリメートル		<u>2,800 円</u>	臨時用	13 ミリメートル		<u>2,520 円</u>
	20 ミリメートル		<u>2,900 円</u>	20 ミリメートル	<u>2,610 円</u>		
	25 ミリメートル		<u>4,480 円</u>	25 ミリメートル	<u>4,030 円</u>		
	30 ミリメートル		<u>6,700 円</u>	30 ミリメートル	<u>6,030 円</u>		
	40 ミリメートル		<u>11,360 円</u>	40 ミリメートル	<u>10,220 円</u>		
	50 ミリメートル		<u>18,160 円</u>	50 ミリメートル	<u>16,340 円</u>		

	75 ミリメートル以上		38,260 円		75 ミリメートル以上		34,430 円
(2) 超過料金				(2) 超過料金			
用途	金額		単価 (1 立方メートルにつき)	用途	金額		単価 (1 立方メートルにつき)
	使用水量				使用水量		
専用	8 立方メートルを超え 20 立方メートルまで		190 円	専用	8 立方メートルを超え 20 立方メートルまで		180 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで		210 円		20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで		190 円
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで		220 円		30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで		210 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで		270 円		50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで		250 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで		290 円		100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで		270 円
	500 立方メートルを超えるもの		270 円		500 立方メートルを超えるもの		250 円
臨時用	8 立方メートルを超えるもの		290 円	臨時用	8 立方メートルを超えるもの		290 円
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(安芸高田市水道事業における基本料金及び超過料金に関する経過措置)

2 安芸高田市水道事業において、令和 5 年 11 月 1 日以降の最初の定例日までの基本料金及び超過料金は、第 29 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

(1) 基本料金

用途	メーターの口径	使用水量	金額
専用	13 ミリメートル	8 立方メートル	1,260 円
	20 ミリメートル		1,310 円
	25 ミリメートル		2,020 円
	30 ミリメートル		3,020 円
	40 ミリメートル		5,110 円
	50 ミリメートル		8,170 円

	75ミリメートル以上		17,220円
臨時用	13ミリメートル		2,520円
	20ミリメートル		2,610円
	25ミリメートル		4,030円
	30ミリメートル		6,030円
	40ミリメートル		10,220円
	50ミリメートル		16,340円
	75ミリメートル以上		34,430円

(2) 超過料金

用途	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
専用	8立方メートルを超え20立方メートルまで	180円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	190円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	210円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	250円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	270円
	500立方メートルを超えるもの	250円
臨時用	8立方メートルを超えるもの	290円

(提案理由)

安芸高田市水道事業に係る料金の改定に関し、所要の改正を行うため、この条例案を提出する。

第 36 号議案

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 3 月 24 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(料金の納付) 第 22 条 (略) 2 (略)			(料金の納付) 第 22 条 (略) 2 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 事業（第一 期水道）	基本料金	1 立方メートル当 たり <u>16.1 円</u>	太田川東部 工業用水道 事業（第一 期水道）	基本料金	1 立方メートル当 たり <u>10.9 円</u>
	使用料金	1 立方メートル当 たり <u>7.1 円</u>		使用料金	1 立方メートル当 たり <u>4.8 円</u>
	特定料金	1 立方メートル当 たり <u>22.5 円</u>		特定料金	1 立方メートル当 たり <u>15.3 円</u>
	超過料金	1 立方メートル当 たり <u>46.4 円</u>		超過料金	1 立方メートル当 たり <u>31.4 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沼田川工業 用水道事業	基本料金	1 立方メートル当 たり <u>26.3 円</u>	沼田川工業 用水道事業	基本料金	1 立方メートル当 たり <u>27.7 円</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
3 (略)			3 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 事業（第一 期水道）	基本料金	1 立方メートル当 たり <u>21 円</u>	太田川東部 工業用水道 事業（第一 期水道）	基本料金	1 立方メートル当 たり <u>14.3 円</u>
	特定料金	1 立方メートル当 たり <u>22.5 円</u>		特定料金	1 立方メートル当 たり <u>15.3 円</u>
	超過料金	1 立方メートル当 たり <u>42 円</u>		超過料金	1 立方メートル当 たり <u>28.6 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
4 (略)			4 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 事業（第一 期水道）	基本使用 料金	1 日当たり <u>4,350 円</u>	太田川東部 工業用水道 事業（第一 期水道）	基本使用 料金	1 日当たり <u>2,960 円</u>
	使用料金	1 立方メートル当 たり <u>10 円</u>		使用料金	1 立方メートル当 たり <u>6.8 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	備考 (略)
5 (略)	5 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

工業用水道事業のうち太田川東部工業用水道事業について、契約水量の減少及び維持管理費の増大などに対応して健全な経営を確保するため、次のとおり料金の料率を改定するなど、所要の改正を行うため条例案を提出する。





## 第 37 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 4 号）第 3 条の規定により、次のとおり広島西部地域水道用水供給水道、沼田川工業用水道及び沼田川水道用水供給水道の一部の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 24 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

#### 1 公の施設の名称

広島西部地域水道用水供給水道、沼田川工業用水道及び沼田川水道用水供給水道（坊士浄水場から尾道市高須町字瘡神谷西尾道分水点に至るまで、坊士浄水場から尾道市因島大浜町字椎木大浜分水点を経由し尾道市瀬戸田町林字三軒屋瀬戸田分水点に至るまで及び坊士浄水場から福山市沼隈町大字常石字敷名西内海分水点に至るまでの送水施設のうち送水管路、加圧ポンプ及び調整池（坊士調整池を除く。）を除く。）

#### 2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 水みらい広島 広島市中区小町 1 番 25 号

#### 3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

広島西部地域水道用水供給水道、沼田川工業用水道及び沼田川水道用水供給水道の一部の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

## 第 38 号議案

### 相互救済事業の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 の規定により、次のとおり相互救済事業を委託することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 24 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

#### 1 事業名

火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業

#### 2 委託先

公益財団法人 都道府県センター

#### 3 委託する財産

広島県から承継する水道用水供給事業及び工業用水道事業の財産で必要なもの

#### 4 委託に伴う経費

毎年度予算の定める経費

#### 5 委託開始日

令和 5 年 4 月 1 日

(提案理由)

地方自治法に基づき、広島県から承継する水道用水供給事業及び工業用水道事業の財産に係る自然災害等の損害補償を行う相互救済事業を公益財団法人都道府県センターに委託することについて、議会の議決を求める。

## 第 39 号議案

### 相互救済事業の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 の規定により、次のとおり相互救済事業を委託することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 24 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

- 1 事業名  
火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業
- 2 委託先  
公益社団法人 全国市有物件災害共済会
- 3 委託する財産  
竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び江田島市から承継する水道事業の財産で必要なもの
- 4 委託に伴う経費  
毎年度予算の定める経費
- 5 委託開始日  
令和 5 年 4 月 1 日

(提案理由)

地方自治法に基づき、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び江田島市から承継する水道事業の財産に係る自然災害等の損害補償を行う相互救済事業を公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託することについて、議会の議決を求める。

## 第 40 号議案

### 相互救済事業の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 の規定により、次のとおり相互救済事業を委託することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 24 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

- 1 事業名  
火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業
- 2 委託先  
一般財団法人 全国自治協会
- 3 委託する財産  
熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町から承継する水道事業の財産  
で必要なもの
- 4 委託に伴う経費  
毎年度予算の定める経費
- 5 委託開始日  
令和 5 年 4 月 1 日

(提案理由)

地方自治法に基づき、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町から承継する水道事業の財産に係る自然災害等の損害補償を行う相互救済事業を一般財団法人全国自治協会に委託することについて、議会の議決を求める。



第 41 号議案

広島県水道広域連合企業団監査委員の選任の同意について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、次の者を広島県水道広域連合企業団監査委員に選任することについて、議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 24 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

氏 名 天 野 清 彦

住 所

氏 名 長谷川 裕 一

住 所

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団規約に基づき、水道企業団の財務や行政事務の執行を監査するため、識見を有する監査委員2名を選任することについて、議会の同意を求める。

第 42 号議案

広島県水道広域連合企業団副企業長の選任の同意について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、次の者を広島県水道広域連合企業団副企業長に選任することについて、議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 24 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

氏 名 伊 達 英 一

住 所



(提案理由)

広島県水道広域連合企業団規約に基づき、企業長を補佐し、また企業長が欠けた場合はその職務を代理するため、副企業長 1 名を選任することについて、議会の同意を求める。

